



活動成果報告書

令和元年度（第23回）「チヨダ地域保健推進賞」

活動テーマ 牛久市子どもの未来を応援する禁煙チャレンジ助成金交付 ～母子保健の観点からの受動喫煙対策～	
グループ名称・氏名(グループの場合は代表者名) 牛久市 保健福祉部 健康づくり推進課 代表者：野口 ちひろ	 妊娠届出時の個別面談
勤務先：牛久市役所 所 属：保健福祉部 健康づくり推進課 所在地：〒300-1292 茨城県牛久市中央3-15-1 TEL：029-873-2111 FAX：029-873-1775	 駅の喫煙所への掲示

◇活動方針

牛久市の受動喫煙対策は、平成18年度に策定した「うしく健康プラン21」に基づき実施している。

健康実態調査による喫煙率は、平成17年度は、22.8%であった。平成14年度の健康増進法の制定以降、建物内禁煙や敷地内禁煙が推進されている中で、市民の「タバコの煙がないお店を安心して利用したい」という要望から、平成19年度より、市内店舗等の禁煙化を促すため「空気もきれいなお店認証制度」を開始し、あわせて禁煙相談と治療医療機関の広報を実施した。その結果、健康実態調査による喫煙率は、平成22年度は15.1%、平成27年度は12.6%と減少している。

しかし、平成28年度に設置した子育て世代包括センターにおける妊娠届出、妊婦面接調査による妊婦家族の喫煙率は、妊婦約3%、同居家族約33%、また、乳幼児健診時の調査による喫煙率は、母親約4%、父親約30%という結果となっていた。最も受動喫煙防止が必要な妊婦や乳幼児が、同居家族から受動喫煙を受けている状況があった。喫煙の害について、教室や相談で啓発普及を行っても、ニコチン依存症という特性から、妊娠、出産等を契機として禁煙したいと考えても、適切な治療がないと禁煙は困難な状況があると考えた。

母子保健の立場で、妊婦と子どもの受動喫煙を防止するために、保険適用である禁煙治療について、対象者を限定し、あえて助成を行うことで、治療を促し、禁煙に導く契機としている。

◇活動内容とその成果

「活動内容」

<助成対象者>

(1) 牛久市内に住所を有し、禁煙を希望する者

活動成果報告書

- (2) 妊婦又は妊婦若しくは18歳以下の子どもと同居している喫煙者
- (3) 禁煙外来治療を受け、定められた治療過程が終了した者
- (4) 市に納めるべき市税等の滞納がない者

<助成内容>

医療機関での禁煙外来治療費等の2分の1に相当する額。(上限1万円)1人1回のみ。

<広報>

- ① 喫煙者へ広報チラシとパンフレットの配布と説明。【妊娠届出時、乳幼児健診の個別面談】
- ② 広報紙、メールマガジン、ホームページ掲載
- ③ ポスターとチラシの配布。【市内関係機関(学校・幼稚園・保育園含む)、医療機関(近隣産婦人科・小児科含む)、行政区、駅の喫煙所)

<申請から支給までの手続き>

- ① 申請：禁煙治療する前に保健センター窓口で事前に申込。
- ② 禁煙外来実施医療機関受診：禁煙開始日決定し、治療開始。
- ③ 保健師による禁煙状況の確認：申請から2ヵ月後に応援コールまたはメールで状況確認。
- ④ 禁煙外来の受診終了後、翌月末までに禁煙外来終了証明書を添付し請求。同時に、禁煙体験記を記載していただき、ホームページで成功体験記として掲載する。1ヵ月以内に助成金支給

「活動成果」

<実績>

	H28	H29	H30	R1(R2.1.28現在)
申請者数	21	12	10	13
禁煙達成者数	15	10	9	2

事業開始年度の平成28年度は広報活動を積極的に行ったため本事業がより多くの市民に周知され申込者も一番多かった。平成29年以降申請者が増加しない理由の一つに周知不足が考えられる。2020年「健康増進法の一部を改正する法律」が全面施行となり、東京オリンピックに向けて望まない受動喫煙防止の意識が向上しているこの機会を逃すことなく、本制度の周知と受動喫煙の害を広報していきたい。

<令和元年度の禁煙成功体験記より>

「禁煙しようと長年思っていたところ、通院中の病院に助成金のポスターが貼ってあり、禁煙を決めました。禁煙して良かったことはたばこ代がかからなくなったことです。禁煙が成功すれば良いことはあっても悪いことはありません。家族からは子どもにとってタバコがない環境づくりができたことが嬉しいと言われました。」

活動成果報告書

◇今後の計画

・喫煙者への直接アプローチ

妊娠届出～乳幼児健診時の喫煙率は、父親の約3割が喫煙者で減少していない。

- ①妊娠届出時の面談で喫煙している同居家族がいる場合は、禁煙チャレンジ助成金のチラシとともに申請書も一緒に配布し、喫煙者へ渡してもらえるように妊婦へ説明する。
- ②母子保健事業に参加するのは母親が多く、喫煙者本人（父親）への直接アプローチができていないため、父親が提出することの多い出生届出時の活用や喫煙者への個別通知を実施。
- ③妊娠中に喫煙している母親へは、妊娠期から育児期間の継続した禁煙指導を実施。

・周知の強化

申込者が増えていない現状は、副流煙やサードハンドスモキング、電子タバコの害や本制度についての周知不足のためといえる。より多くの人目に留まるような効果的な場所へのポスター掲示や母子保健事業を活用した効果的な啓発普及を模索し、実施。

・禁煙サポートの充実

禁煙治療の継続をサポートするために、母子保健用携帯からメールやLINEなどのツールを活用。治療終了後3か月、6か月など効果的な支援時期にフォローアップを検討。